

議案第 15 号

佐野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について

佐野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 2 年 2 月 28 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

佐野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年佐野市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

別表学校薬剤師の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	〃	15,000	3 級職相当の例
-----------	---	--------	----------

別表学校評議員の項中「3 級職相当の例」を「〃」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

学校運営協議会を設置するため本条例を改正したいので提案するものです。

